

# 消防訓練礼式

消防訓練礼式の概要・各個訓練 編

山梨県消防学校

# 目 次

## 第 1 章 消防訓練礼式の概要

- 1 消防組織法に規定する消防庁が定める基準・・・・・・・・・・ 1
- 2 消防訓練礼式の必要性・・・・・・・・・・ 1

## 第 2 章 消防訓練礼式の総則

- 1 基準・・・・・・・・・・ 2
- 2 訓練の目的・・・・・・・・・・ 2
- 3 礼式の目的・・・・・・・・・・ 3
- 4 点検の目的・・・・・・・・・・ 4

## 第 3 章 消防訓練礼式の通則

- 1 訓練の主眼・・・・・・・・・・ 6
- 2 訓練の計画と実施上の留意事項・・・・・・・・・・ 6
- 3 号令、命令及び指示・・・・・・・・・・ 7
- 4 用語及び符号の意義・・・・・・・・・・ 8

## 第 4 章 訓練

### 第 1 節 徒歩訓練

#### 第 1 款 各個訓練

##### 第 1 項 各個訓練の通則

- 1 各個訓練の目的・・・・・・・・・・ 10
- 2 各個訓練の主眼・・・・・・・・・・ 10
- 3 各個訓練の留意事項・・・・・・・・・・ 10

##### 第 2 項 各個訓練の動作

###### 第 1 目 停止間の動作

- 1 基本の姿勢・・・・・・・・・・ 11
- 2 休めの姿勢・・・・・・・・・・ 13
- 3 右（左）向け・半ば右（左）向け・・・・・・・・・・ 15
- 4 後ろ向き・・・・・・・・・・ 17

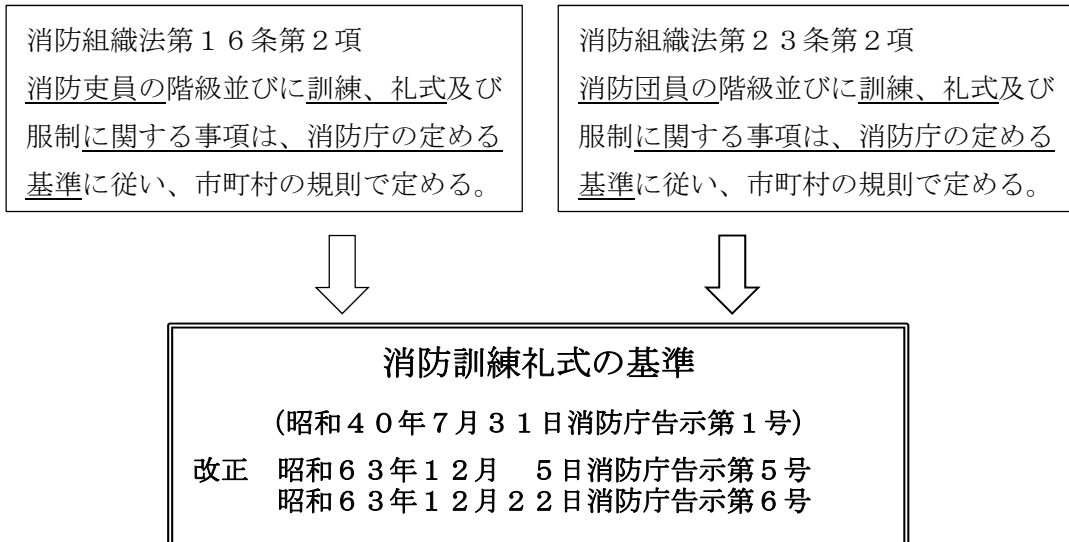
## 第2目 行進間の動作

1	速足行進	18
2	速足行進の停止	19
3	右（左）向け発進	20
4	右（左）向け停止	21
5	斜行進	23
6	行進中の後ろ向き	24
7	かけ足行進	25
8	速足行進からかけ足行進への移行	25
9	かけ足行進から速足行進への移行	26
10	かけ足行進の停止	27
11	かけ足行進の後ろ向き	28

# 第1章 消防訓練礼式の概要

## 1 消防組織法に規定する消防庁が定める基準

消防組織法にある消防吏員及び消防団員が行う訓練、礼式等の基準に関する規定は次のとおりである。



全国の消防機関で行われている消防訓練礼式は、「消防訓練礼式の基準(以下、「基準」という。)」に基づいて各市町村の規則により定められている。

基準第1条には、「この基準は、消防職員及び消防団員(以下「隊員」という。)の基礎的な訓練礼式及び点検を定めるものとする。」とある。この条文のとおり、消防訓練礼式は、「訓練」、「礼式」及び「点検」の3つの内容から成り立っている。

## 2 消防訓練礼式の必要性

災害や事故が発生した場合、消防は施設及び人員を最大限に活用し、厳正かつ規律正しい部隊活動により消防諸般の要求に応じていかななければならない。

消防訓練礼式は、規律心のかん養により隊員としての品位を向上させ、消防活動における確実軽快な動作及び厳正な態度を練成するための基礎となる。

現在、いち市町村での対応が困難な大規模災害現場には、都道府県の枠を越え全国各地から消防部隊が集結する。

組織や階級の異なる多数の隊員が一堂に会しても、ひとたび指揮者が「集まれ」との号令を発すれば、一斉に規律ある行動で隊列を整えることができる。これは、全国の消防機関等で消防訓練礼式という標準化された内容により、広く教育訓練が行われてきたからであり、消防学校教育の中においても、消防訓練礼式は消防精神の根幹を学ぶ教科目として、隊員の資質の向上を図る不可欠なものとして位置付けている。

## 第2章 消防訓練礼式の総則

### 1 基準

#### 基準第1条

この基準は、消防職員及び消防団員（以下「隊員」という。）の基礎的な訓練礼式及び点検を定めるものとする。

消防は、厳正な規律と秩序ある団体行動に基づく迅速かつ的確な部隊活動により、消防諸般の要求に応えていかななければならない。

この条文は、消防業務を完遂するための基礎となる訓練礼式及び点検の基準が定められている。

### 2 訓練の目的

#### 基準第2条

訓練の目的は、隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を确实軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作ることにある。

消防活動では、隊員個々の知識・技術を結集し、秩序ある団体行動をとることが求められる。その基礎を作るのが訓練である。

「訓練は本番のように。本番は訓練のように。」という言葉がある。

訓練の実施に当たっては、その目的を明確にすると共に、災害防ぎよの実戦に対応できる基礎を作ることができるよう、本番の事故や災害を意識させ、現場活動に直結する実効性ある内容とすることが重要である。

#### (1) 諸制式に熟練させる。

制式とは、「基準。定められた動作のやり方。1)」をいう。

隊員は、訓練に関する様々な基準を理解し、基本的な動作を身に付けると共に、行動が熟練の域に達するまで反復訓練を行うことが必要である。

訓練の制式について、基準に次のような定めがある。

「制式は、その目的及び必要度により軽重があり、これを判別して訓練の重点を明らかにし、その徹底を期さなければならない。」（基準第6条第1項）

また、「制式のほかみだりに細密な規定を設けてその内容を複雑にしてはならない。」（基準第6条第2項）とある。

#### (2) 部隊活動を确实軽快にする。

消防活動の行動単位は、部隊である。确实軽快な部隊活動を行う基礎は、部隊における訓練や部隊間の連携訓練により養成されるものである。

部隊活動を确实軽快なものとするためには、「個人の規律心のかん養、确实軽快

な動作及び厳正な態度の練成」(基準第5条第1号)が必要である。

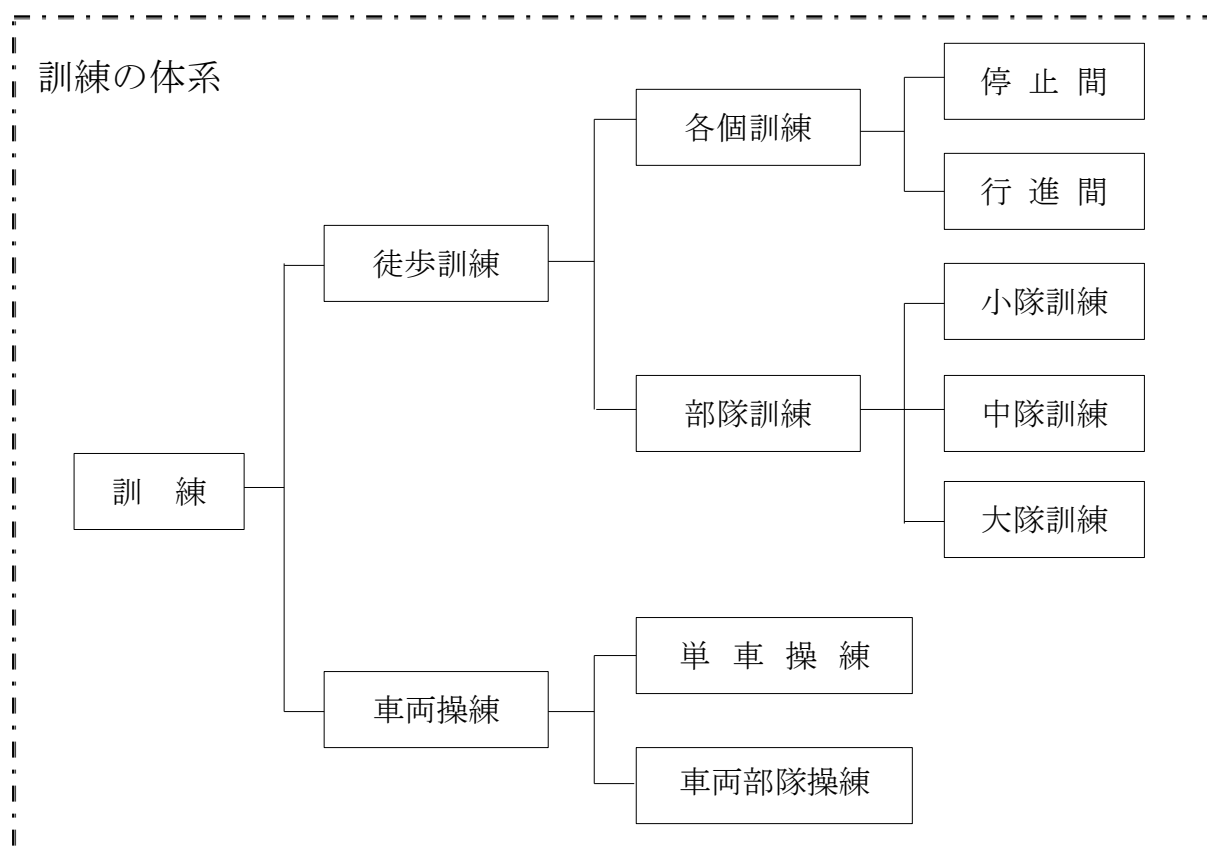
(3) 厳正な規律を身に付けさせる。

厳正な規律に裏付けられた秩序ある団体行動は、消防活動の根幹を成すものである。

日常の勤務はもちろん、災害現場における規律の保持は重要であり、訓練は個人の規律心をかん養する重要な機会である。

(4) 消防諸般の要求に適応させる。

複雑かつ多様化する社会において、住民の消防に対する期待に応えるためには、気力・体力旺盛で、高度な知識・技術を有する隊員の養成が不可欠である。訓練を通じて、気力・体力を鍛錬し、技能を向上させ、消防精神の錬成を図ることで人材を育成し、消防諸般の要求に応じていかななければならない。



### 3 礼式の目的

基準第3条

礼式の目的は、礼節を明らかにして、規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに、和衷協同して隊員の団結をきよう固にし、もつて消防一体の実をあげることにある。

消防の活動は、常に部隊を基礎とした団体行動により実施される。迅速かつ的確な災

害対応を行うためには、厳正な規律を保持し、階級に従い秩序ある行動をとることが求められる。

(1) 礼節を明らかにして、規律を正しくする。

礼節とは、「階級に従って礼儀と節度を明らかにする。2)」ことをいう。

階級に従い上下の秩序を保ち、指揮命令を厳守し、統一ある行動をとるようしなければならない。

(2) 品位の向上を図る。

清潔な服装、災害に臨む意欲に満ちた姿勢、厳正な態度は、市民に消防の存在の大きさを示し、安心感を与えることになる。

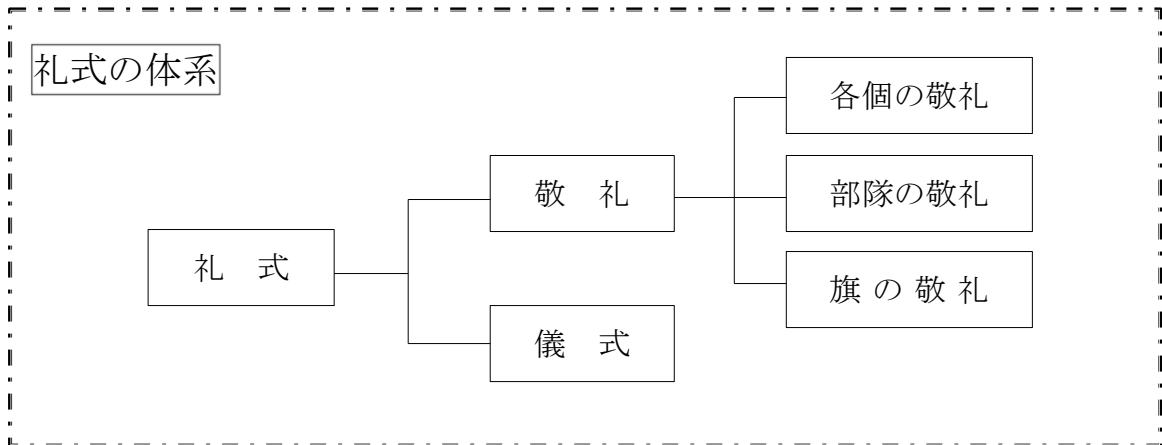
一つの服装の乱れが怪我や事故につながる場合があり、油断を排さなければならない。

隊員は、制服を身に付けることができる立場に誇りを持ち、消防の品格を高める行動をとることが重要である。

(3) 和衷協同して隊員の団結をきょう固にする。

和衷協同とは、「心を同じくして共に力を合わせる。3)」という消防精神を象徴した言葉である。

「人命救助」「災害の防除」「災害による被害の軽減」など消防の任務を完遂するためには、隊員相互のきょう固な団結が不可欠である。



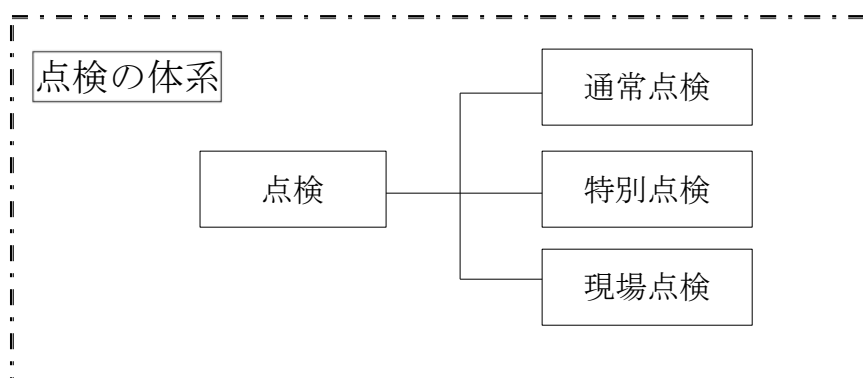
#### 4 点検の目的

##### 基準第4条

点検の目的は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、その不備の点は、これを整備または反復訓練の上是正し、もって消防活動に際し、有効適切な措置をとらせることにある。

消防活動に万全を期するため、隊員の職務遂行に必要な服装や姿勢、装備、消防操法、消防演習等の状況を適宜検査し、不備な点は整備又は反復訓練の上是正することについて

て定めている。



<参考文献>

- 1) 「消防訓練礼式用語辞典」 消防訓練礼式実務研修会編著（近代消防社） P103
- 2) 同 P208
- 3) 同 P210



## 第3章 消防訓練礼式の通則

### 1 訓練の主眼

#### 基準第5条

訓練の主眼は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 個人の規律心のかん養、确实軽快な動作及び厳正な態度の練成
- 二 指揮者としての指揮能力及び教育能力の養成
- 三 団結力、規律及び士気並びに協同動作のかん養
- 四 車両及び機械器具の愛護及び整備

基準第2条にある、「訓練の目的」を達成するための要点を定めたものである。

一は、隊員が迅速かつ確かな消防活動を行う上で身に付けるべきものについて定めている。

二は、指揮者に求められるものについて定めている。

三は、消防組織、部隊活動に必要なものについて定めている。

四は、消防活動を安全かつ确实に行うためには、消防車両や機械器具を適正に維持・管理し、常に愛護の心をもって取り扱うことを定めている。

### 2 訓練の計画と実施上の留意事項

#### 基準第7条

訓練の計画及び実施上留意すべき事項は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 訓練を行なうには、目的を確立し、計画及び実施をこれに合わせ、最大の効果をあげるよう反復訓練するものとする。

二 訓練は、災害防ぎよのための基礎を作ることに留意するものとする。

三 訓練にあたっては、隊員に対し課目の目的及び精神を理解させ、各人をして進んで訓練に参加せしめるように努めるものとする。

四 徒歩訓練は、各個訓練より始め、逐次、分隊、小隊等大きな部隊の訓練に移るものとする。

五 車両をもって行なう操練は、まず操縦、整備等の個々の操練を行ない、その進度に伴い単車、小隊、中隊等大きな部隊の操練に移るものとする。

六 その他

(一) 訓練は、順序正しく、正確軽快に行なうものとする。

(二) 指揮者は、特に服装姿勢態度を端正にし、号令を明快にし、かつ適切な説明を行なうとともに自から模範を示すものとする。

訓練の実施にあたっては、「何のために訓練を行うのか」「訓練で到達すべき目標は何か」などその目的を明確にして、訓練に参加する隊員が自発的に取り組むことができるようにし、最大の効果をあげるようにしなければならない。また、1回より2回、10回より20回と反復訓練を重ね、技能が熟練の域に達することを旨とする。

徒歩訓練の基礎は、各個訓練により作られる。まず、各個訓練を繰り返し基本的な動作を身に付けさせ、順次、部隊訓練へと訓練を進めていく。

操練とは、「機械を使用して行う訓練を総称したもの<sup>1)</sup>」である。基準第104条第1号では、「操縦操練（消防車両（機械）を使用して思いのまま操り動かす訓練）<sup>2)</sup>」という言葉が用いられている。

これらの訓練の実施にあたって指揮者は、服装、姿勢及び態度を端正にし、全体の模範となるよう努力しなければならない。

### 3 号令、命令及び指示

#### 基準第8条

号令、命令及び指示は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 号令、命令及び指示は、厳正な態度で明確に示し、その徹底を期するものとする。
- 二 号令は、通常予令と動令とからなり、予令は明りように長く、動令は活ぱつに短かく発声し、その間に適当な間隔を置くものとする。
- 三 指揮者が命令、指示を与え、または号令をかけるときは、通常、部隊に面して行なう。
- 四 下級部隊の長は、号令を受けたとき必要に応じ、更に補足号令を用い、又は低声をもつて指示を与えることができる。
- 五 行進間の号令は、原則として左足が地につくとき動令をかける。

号令、命令及び指示は、指揮者が隊員に意図を示達する手段として用いられる。

「厳正な態度」とは、通常、「基本の姿勢」（基準第14条）をいう。

指揮者が命令、指示を与え又は号令を示達するときは、部隊に面し、基本の姿勢で行なうものとする。部隊に面するほかの指揮者の位置は、基準第39条に定められている。

#### (指揮者の位置)

#### 基準第39条

指揮者は、通常、部隊の指揮掌握及び訓練に最も適切な位置にあつて指揮を行なう。

指揮者は、部隊の規模、部隊との距離に応じ適当な声の大きさと号令、命令及び指示を示達し、その徹底を期すること。隊員は、注意深くその示達内容を聞き取り、正確な行動をとらなければならない。

号令は、通常「予令」と「動令」からなる。例えば、「右向け一右」の「右向け一」

は予令であり、「右」は動令である。

予令と動令の間には、適当な間隔を置くものと定められている。

「右向け一右」の号令で右方に90度方向転換する場合、指揮者は、「右向け一」と予令を明りょうに長く発し、予令と動令の間に適当な間隔がとることで、隊員はその間（ま）により次の動作を予測でき、指揮者が次に発する「右」の短く活発な動令により、右に向く動作を速やかにとることができるのである。

行進間の号令は、原則として左足が地に着くとき動令をかけることとされている。ただし、状況によっては、右足が地面に着くとき動令をかけることもある。

号令、命令及び指示を徹底することは重要である。口頭により号令を伝えることが不十分な場合、指揮者は、手信号を用いて号令や命令の徹底を図ることとされている。

(信号)

#### 基準第9条

口頭の号令で不十分な場合は、部隊を指揮するため、別表1に掲げる信号を用いることができる。

#### 部隊訓練における指揮者の号令をかける位置 <sup>3)</sup>

指揮者が命令、指示を与え又は号令をかけるときは、通常、部隊に面して行うほか次による。

##### 1 停止間

(1) 部隊の正面に立つ。

(2) 小隊の場合、横隊の長さを底辺とした二等辺三角形の頂点で、適切な距離を保ち立つ。

(3) 後ろ向きの号令で、部隊が背面向きの隊形時での場合に号令をかけるときは、その指揮者は部隊の正面に移動することなくそのままの位置とする。

##### 2 行進間

部隊に面し、その行動に適宜な位置とする。

## 4 用語及び符号の意義

統一性ある訓練礼式及び点検を実施するため、消防庁の基準において用語や符号の意義が定められている。

訓練礼式及び点検を行う場合は、この条文にある用語の意義を理解し、的確な動作をとることが必要である。

## 基準第10条

この基準において使用する用語の意義は、次のとおりである。

- 一 「単位」とは、部隊の一部を形成する個人または部隊をいう。
  - 二 「部隊」とは、指揮者のある隊員の隊ごをいう。
  - 三 「距離」とは、同一線上に縦に並んだ単位間の間げきをいう。隊員間の距離は、前の者のかかとかから後の者のかかとかまでを測る。徒歩訓練における隊員間の距離はおおむね1.2メートルである。車両の距離は、前方の車の後端から後方の車の前端までを測る。
  - 四 「間隔」とは、同一線上に横に並んだ単位間の間げきをいう。隊員間の間隔は、右方の隊員の左肩から左側の隊員の右肩までである。徒歩訓練における隊員間の間隔は、通常、手を腰に当てた長さである。特に間隔を指定した場合は、右方の隊員の両かかとの中心線から左側の隊員の両かかとの中心線までを測る。車両の間隔は、横に並んでいる車両と車両の間を測る。
  - 五 「歩幅」とは、徒歩行進の歩の長さをいい、各人のかかとかからかかとかまでを測る。速足はおおむね70センチメートルとし、かけ足はおおむね80センチメートルとする。
  - 六 「歩調」とは、1分間に行進する速度をいう。速足はおおむね120歩、かけ足はおおむね180歩とする。
  - 七 「乗車員」とは、車両の乗務者、すなわち指揮者、車長、操縦者及びその他の隊員をいう。
  - 八 「上司」とは、上級階級にある者、指揮監督の職権をもつ者及び現に指揮又は監督の任務を行なう者をいう。
  - 九 「室内」とは、居室、事務室、講堂、食堂及び休憩室等の内部をいい、「室外」とは、屋外、廊下、通路、車両内、屋内訓練場、望楼、機械置場、諸甲板及び短艇内等をいう。
- 2 この基準において使用する符号の意義は、別表2のとおりである。

同条第1項第2号でいうところの、「隊ご」の「ご」とは、「人のなかま 4)」を意味する。

「室内」とは、「居室、事務室、講堂、食堂及び休憩室等の内部をいうほか、室外のうち、室内で勤務している者が、同一敷地内の廊下、中庭、屋上等に所用で往来する場合で着帽しないときは、室内とみなす。5)」

### <参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P6
- 2) 「消防訓練礼式用語辞典」消防訓練礼式実務研修会編著（近代消防社）P111, P112
- 3) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P43,P44
- 4) 「消防訓練礼式用語辞典」消防訓練礼式実務研修会編著（近代消防社）P43
- 5) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P10

## 第4章 訓練

### 第1節 徒歩訓練

#### 第1款 各個訓練

#### 第1項 各個訓練の通則

##### 1 各個訓練の目的

###### 基準第11条

各個訓練の目的は、個人を練成し部隊訓練の基礎を作ることにある。

各個訓練は、隊員を諸制式に習熟させ、部隊訓練を実施するための基礎を作ることにある。

##### 2 各個訓練の主眼

###### 基準第12条

各個訓練の主眼は、規律心を養い、确实軽快な動作に習熟させ、厳正な態度を身につけさせることにある。

規律の保持は、消防組織の秩序を維持するための肝要であり、各個訓練をとおして規律心を養う。徹底した反復訓練により、确实軽快な動作に習熟させ、消防精神に基づく厳正な態度を身に付けさせること。

##### 3 各個訓練の留意事項

###### 基準第13条

各個訓練上留意すべき事項は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 基礎動作を重視すること。
- 二 主要な動作は反復訓練し、熟練の域にまで到達させること。
- 三 部隊訓練との連けいに常に留意し、かつ、部隊訓練実施の段階においても機会を求めて反復訓練すること。
- 四 個癖是正に努めること。
- 五 諸動作教育の初期段階においては、一挙動ごとに区切つて教育すること。

「個人を練成し部隊訓練の基礎を作る」（基準第11条）という目的を達成するため留意すべき事項が定められている。

各個訓練では、隊員に基本動作を体得させ、反復訓練により動作の習熟を図り、部隊訓練の基礎を作る。

訓練の初期段階では、一挙動ごとに区切って教育し、悪い癖が付かないように是正し、正確な形・動作を身に付けさせるようにしなければならない。

## 第2項 各個訓練の動作

### 第1目 停止間の動作

#### 1 基本の姿勢

##### 基準第14条

基本の姿勢は、隊員の動作において基本となる姿勢であり、厳正かつ端正にして、しかも気力が充実し、いかなる号令にも直ちに応じ得られるものでなければならない。

2 基本の姿勢をとらせるには、「気をつけ」の号令をかける。

3 隊員は、前項の号令で両かかとを同一線上にそろえてつけ、両足先はおおむね60度を開いてひとしく外に向け、ひざはまつすぐにのぼし、体重をかかとと足の親指付根のふくらみに平均にかけ、上体を腰の上におちつけ、胸を張り、肩をやや後に引き一様にこれを下げ、腕は自然にたれ、手のひらをももにつけ、指を伸ばして並べ、中指をおおむねズボンの縫目にあてあごを引き、頭と首をまつすぐに保ち、口を閉じ、前方を直視して目を動かさない。

4 女子隊員は、両足先をおおむね45度を開き、両手の位置は中指をおおむねストラックス等の縫目にあてるほか、前項による。ただし、かばんを携帯する場合の左手については、左肩にかけたかばんのつり革前方結着部を左手で外側から軽く握り、左ひじを体側に添って自然にまげる。

- (1) 基本の姿勢は、訓練礼式及び点検における隊員の動作の基本となる姿勢である。
- (2) 隊員は、形態上この姿勢をとるだけではなく、内に気力を充実させ、厳正な態度をとり、いつ如何なる命令にも直ちに対応できる心構えを持たなければならない。
- (3) 通常、指揮者が号令や命令、指示を示達する場合、基本の姿勢をとり行う。
- (4) 隊員は、「気をつけ」の号令により迅速かつ活発に基本の姿勢をとること。
- (5) 訓練の初期段階においては、隊員にこの姿勢の精神を理解させ、条文の内容に基づき正しい形を作るように教育する。
- (6) 集中力の低下や訓練の慣れにより生ずる服装、姿勢の乱れは、怪我や事故の原因になるものと心得、常に頭から指先まで神経を集中し、気力と姿勢を保つこと。
- (7) 女子隊員については、男子隊員と同様の心構え、姿勢であるが、両足先の開く角度は概ね45度となっている。また、かばんを携行する場合は、左肩に掛け、つり革前方結着部を左手で外側から軽く握り、左肘を体側に添って自然に曲げること。

(8) 基本の姿勢のポイント

- ア 基本の姿勢をとらせるには、「気をつけ」の号令をかける。(基準第14条第2項)
- イ 指揮者は、号令をかける場合、厳正な態度(通常は基本の姿勢)で明確に示すこと。(同第8条第1号)
- ウ 隊員は、号令により迅速活発に基本の姿勢をとること。
- エ 号令で両かかとを同一線上に揃えて付ける。
- オ 両足先は概ね60度を開いて等しく外に向ける。(写真3)
- カ 膝は真っ直ぐに伸ばす。
- キ 体重をかかとと足の親指付根のふくらみに平均にかける。
- ク 上体を腰の上に落ちつけ、胸を張り、肩をやや後方に引き、腕は自然に垂れる。
- ケ 手のひらをももに付け、指を伸ばして並べ中指を概ねズボンの縫目に当てる。
- コ 指が開かないように注意する。(写真2)
- サ あごを引き、頭と首を真っ直ぐに保つ。
- シ 口を閉じ、前方を直視して目を動かさない。
- ス 他の姿勢から基本の姿勢に戻るとき、手足の動きは最短距離となるようにする。
- セ 部隊訓練等、複数の隊員と行動する場合は、動作の斉一性を図る。
- ソ 女子隊員が行う基本の姿勢
  - (ア) 両足先を概ね45度を開く。(写真5)
  - (イ) 両手の位置は中指を概ねスラックス等の縫目に当てるほか、姿勢は基準第14条第3項による。
  - (ウ) かばんを携帯する場合は、左肩に掛けたかばんのつり革前方結着部を左手で外側から軽く握り、左肘を体側に添って自然に曲げる。(写真1-3、写真4)



写真1-1



写真1-2  
基本の姿勢



写真1-3



写真2  
指を伸ばし中指をズボンの縫目に当てる



写真3  
男子隊員は両足先を概ね60度開く



写真4  
左手でつり革前方結着部を握る



写真5  
女子隊員は両足先を概ね45度開く

## 2 休めの姿勢

### 基準第15条

休めの姿勢は、「整列休め」及び「休め」の2とおりとし、休めの姿勢をとらせるには「整列一休め」または「休め」の号令をかける。

- 2 「整列休め」は、主として命令、訓示、点検等の場合において一時的に隊員の緊張した姿勢を緩和するために用いるもので、隊員は、「整列一休め」の号令で、左足をおおむね25センチメートル左へ活発に開き、ひざを軽く伸ばし、体重を左右の足に平均にかける。同時に手は後でズボンのバンド中央に重ねて組む。この際、手のひらは後に向けて開き、左手の親指と4指で右手の甲と4指を軽く握り、両親指を交差させる。この姿勢では、話をしたり動いたりしてはならない。
- 3 女子隊員は、「整列一休め」の号令で、左足をおおむね20センチメートル左へ活発に開き、同時に手は後ろでストラックス等のバンドに相当する位置に重ねて組むほか、前項による。
- 4 隊員は、「休め」の号令で、まず整列休めの姿勢をとり、その後はひじを軽く伸ばし、手を組んだまま手の位置を自然に下げる。この姿勢では、話をしたり動いたりしてはならない。
- 5 物品又は帽子（以下「物品等」という。）を所持している場合は、物品等を所持している手を自然にたれるほか、前各項による。
- 6 女子隊員がかばんを携帯し、かつ、物品等を所持していない場合は、右手のみうしろ手にするほか、第2項から第4項までによる。
- 7 指揮者は、休めの姿勢中、状況によつて楽な姿勢等の指示を与えることができる。

- (1) 休めの姿勢は、「整列休め」と「休め」の2つがある。
- (2) 休めの姿勢は、一時的に隊員の緊張した姿勢を和らげるために用いられるが、すぐに基本の姿勢に戻ることができるような心構えが求められる。
- (3) 「整列休め」は、主として点検者を待つ場合又は儀式等の際に基本の姿勢をとらせるまでもないが一時的に休ませる場合に用いる。<sup>1)</sup>
- (4) 「整列休め」の姿勢をとらせるとき指揮者は、「整列一休め」という号令をかける。
- (5) 「整列一休め」の号令により、隊員は右足を動かすことなく左足を活発に左方に開く。
- (6) 男子隊員の開く足の広さは、右足かかと中央から左足かかと中央まで概ね25cmとし、女子隊員は概ね20cmとする。同時に手は、後ろでズボンのバンド中央に重ねて組む。(写真7、写真8)
- (7) 手の組み方は、左手に右手を重ねるように、左手の親指と4指で右手の甲と4指を軽く握り、右手の親指が左手の親指の上に重なるよう両手の親指を交差させる。(写真11)
- (8) 女子隊員がかばんを携行し、右手に物品を所持していない場合、右手のみうしろ手にするほか、動作は男子隊員と同じである。



- (9) 「整列休め」の姿勢では、目は前方を直視し、話をしてはならない。
- (10) 「休め」は、隊員を（3）以外に休ませる場合又は説明、指示等の場合に用いる。
- (11) 「休め」の姿勢をとらせる方法には、次の2つがある。

ア 基本の姿勢から直接「休め」の姿勢をとらせる場合（写真9）

指揮者は、基本の姿勢にある隊員に対し、「休め」の号令をかけ、「休め」の姿勢をとらせる。このとき隊員は、「休め」の号令で、まず整列休めの姿勢をとり、その後は肘を軽く伸ばし、手を組んだまま手の位置を自然に下げる。

イ 「整列一休め」から「休め」の姿勢をとらせる場合

指揮者は、「休め」の号令をかけ、「休め」の姿勢をとらせる。

- (12) 物品等を所持している場合は、物品等を所持している手を自然にたれ、もう一方の手はうしろ手（バンド中央の位置）にする。（写真12）

- (13) 「休め」の姿勢でも、話をしたり動いたりしてはならない。

- (14) 女子隊員が行う休めの姿勢

ア 「整列一休め」又は「休め」の号令で、左足を概ね20cm左へ活発に開き、同時に手は後ろでスラックス等のバンドに相当する位置に重ねて組む。

イ 女子隊員がかばんを携帯し、かつ、物品等を所持していない場合は、右手のみ後ろ手にする。（写真6-4、写真12）



写真6-1



写真6-2



写真6-3

「整列休め」の姿勢



写真6-4



写真7  
男子隊員は概ね25cm



写真8  
女子隊員は概ね20cm



写真9 基本の姿勢から「休め」の姿勢



写真10  
女子隊員の「休め」



写真11  
休めの姿勢の手の組み方



左手に物品      右手に帽子      両手に物品      右手に帽子（背面）      左肩に鞆（背面）

写真 1 2 物品等を所持している場合の整列休めの姿勢

### (15) 休めの姿勢のポイント

- ア 基本の姿勢から休めの姿勢をとるとき、手足の動きは最短距離となるようにする。
- イ 「整列一休み」又は「休み」の号令で、男子隊員は左足を概ね25cm、女子隊員は左足を概ね20cm左へ活発に開く。
- ウ 両膝を軽く伸ばし、体重を左右の足に平均にかける。
- エ 手は後ろでズボンのバンド中央に重ねて組む。（写真6-3、写真11）
- オ 手のひらは後に向けて開き、左手の親指と4指で右手の甲と4指を軽く握り、両親指を交差させる。
- カ 「休み」の号令では、まず整列休めの姿勢をとり、その後は肘を軽く伸ばし手を組んだまま手の位置を自然に下げる。
- キ 部隊訓練等、複数の隊員と行動する場合は、動作の斉一性を図る。
- ク 「休み」の姿勢から、「整列休み」の姿勢に戻る動作はない。
- ケ 側面縦隊において、通常、整列休み及び休めの姿勢は用いない。2)

## 3 右（左）向け・半ば右（左）向け

（右（左）向け）

基準第16条

右（左）向けをさせるには、「右（左）向け一右（左）」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の号令で左（右）かかとと右（左）つまさきをわずかに上げ、左（右）足の親指付根のふくらみに力を加え、右（左）かかとで右（左）へ90度回る。ついで左（右）足を活発に右（左）足へ引き付ける。

（半ば右（左）向け）

基準第17条

半ば右（左）向けをさせるには、「半ば右（左）向け一右（左）」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の号令で右（左）向けの要領に準じて体の方向を45度変える。45度以外の方向変換の場合は、目標を示したのち号令をかける。

- (1) 「右（左）向け」は、右（左）に90度回転する動作である。
- (2) 「半ば右（左）向け」の「半ば」とは、45度を意味する。
- (3) 右（左）向け（半ば右（左）向け）を実施するときは、旧正面から新正面に向きを変えたときの角度を正確にとるようにしなければならない。3)

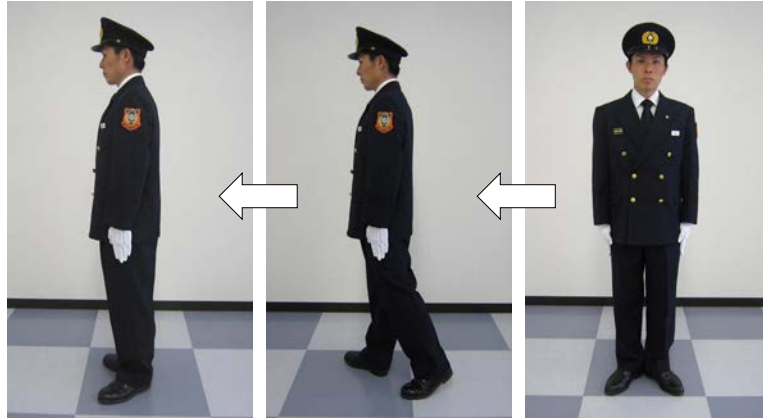


写真13 「右向け」の動作

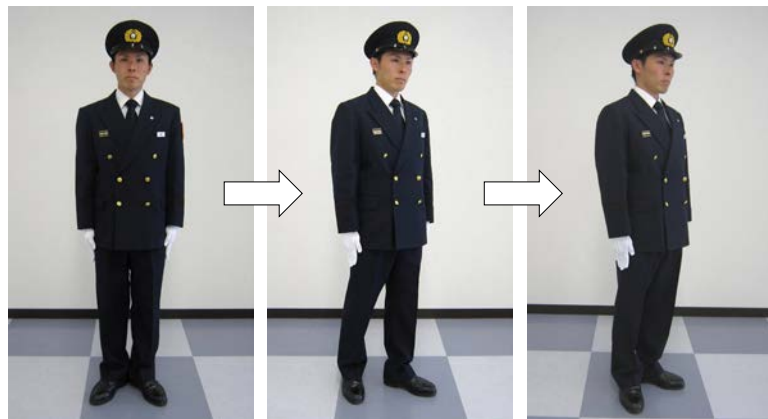


写真14 「半ば左向け」の動作

- (4) 回転する方向の足のかかとと、逆足の親指付近のふくらみを軸として回転する。右に向きを変えるときは、右つま先を少し上げかかとを軸とし、同時に左かかとを少し上げ親指付近のふくらみを軸として回転する。左に向きは、逆の動作を行う。
- (5) (4)において回転の際につま先及びかかとを上げる度合いは、回転のため必要な最小限の高さとし、地面の性状により調節する。
- (6) 回転後は、回転した方向と逆の足（親指付近のふくらみを軸としていた）を活発に引き付け、両かかとを同一線上に揃えること。
- (7) 指揮者は、45度以外の大ききで向きを変えさせる場合、「○○」と具体的な目標を示したのち、「右（左）向けー右（左）」の号令をかける。
- (8) 右（左）向け・半ば右（左）向けのポイント
  - ア 体全体が大きく上下動しないよう膝を伸ばして回転する。
  - イ 腕が体側から離れないように保つ。
  - ウ 足の引き付けは、最短距離で活発に行う。
  - エ 部隊訓練等、複数の隊員と行動する場合は、動作の斉一性を図る。



## 4 後ろ向き

### 基準第18条

後ろ向きをさせるには、「まわれ一右」の号令をかける。

- 2 隊員は前項の号令で、体重が前に残らぬように右足先を左かかとより、おおむね5センチメートル離れるよう後方に引き、体重をかけた両かかとを軸にして180度右にまわり、右かかとを活発に左かかたとに引きつける。

- (1) 右に180度旋回して、背面を向く動作である。
- (2) 号令により、右足先を左かかとより概ね5cm離れるように引き、体重が前に残らないよう両かかとにかけ、かかとを軸に旋回し、右かかとを活発に左かかたとに引きつけ基本の姿勢をとる。
- (3) 後ろ向きのポイント
  - ア 右足は、基本の姿勢のままの角度で後方に引く。
  - イ 体重は両かかとにかけ、両かかとを軸にして旋回する。
  - ウ 回転軸がブレないように肩は水平を保つ。
  - エ 両手が大腿部から離れないように保つ。
  - オ 旋回後は、右かかとを左かかたとに活発に引き付け、基本の姿勢をとる。
  - カ 部隊訓練等、複数の隊員と行動する場合は、動作の斉一性を図る。

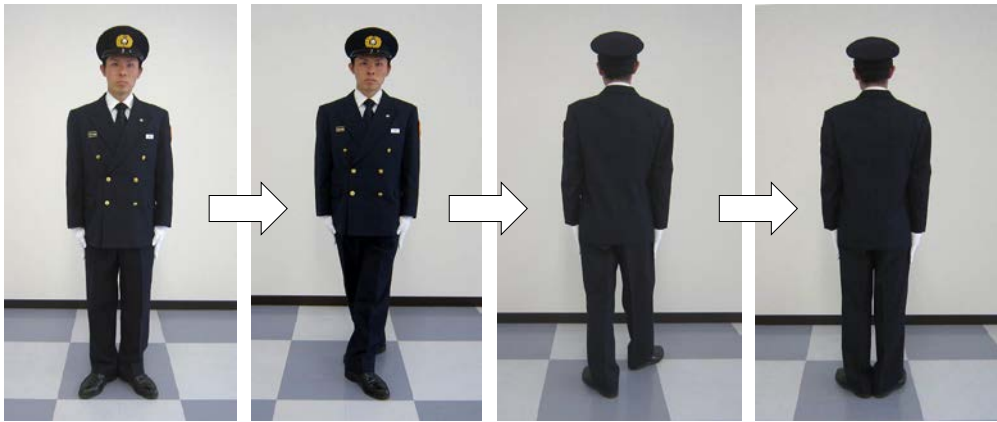


写真15 後ろ向き（正面から背面）



写真16 後ろ向き（左側面から右側面）

## 第2目 行進間の動作

### 1 速足行進

#### 基準第19条

速足行進をさせるには、「前へー進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の予令で体重をわずかに前に移し、動令で左足から前進する。腕は、ひじを伸ばし、体側に近く前におおむね45度、後におおむね15度自然にふり、頭を起して歩行しなければならない。
- 3 女子隊員がかばんを携帯する場合は、右腕のみ前後に振るほか、前項による。

- (1) この条文は、「速足行進」の要領について定めている。
- (2) 隊員は、「前へー」の予令で体重をわずかに前に移し、「進め」の動令で速やかに左足から前進する。
- (3) 速足の歩幅は、基準第10条第5号に定めるとおり概ね70cmである。
- (4) 速足の歩調は、同第10条第6号に定めるとおり、1分間に概ね120歩である。
- (5) 腕は、前に概ね45度、後ろに概ね15度自然に振る。
- (6) 歩行は、元気よく節度をつけて行う。
- (7) 手に物品等を所持している場合は、空いている腕のみ前後に振る。
- (8) 速足行進のポイント
  - ア 予令でわずかに前に体重を移し（必要以上の前傾姿勢はとらない）、動令で左足から前進する。
  - イ 頭を起こし口は閉じる。
  - ウ 腕を振るとき、肘が曲がらないようにする。
  - エ 前方を直視して行進する。
  - オ 大腿部は、自然の歩行で上げている高さとする。
  - カ 節度をつけ、力強い行進を心掛ける。

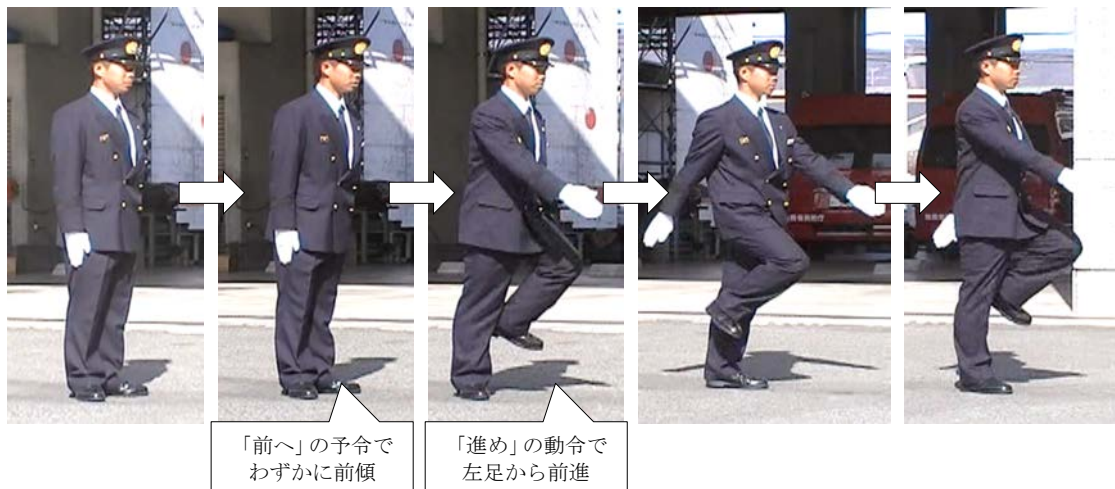


写真17 速足行進の連続動作



写真18

- ☆歩幅は概ね70cm
- ☆歩調は1分間に概ね120歩
- ☆腕は、前に概ね45度、後ろに概ね15度自然に振る。
- ☆大腿部は、自然の歩行で上げている高さとする。
- ☆頭を起こして歩行する。

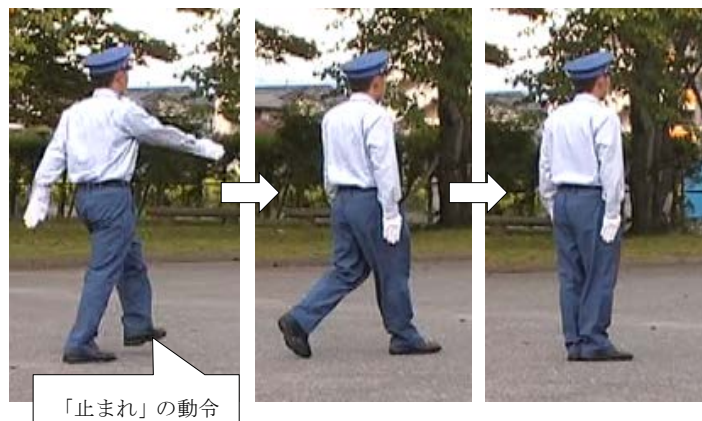
## 2 速足行進の停止

### 基準第20条

速足行進を停止させるには、「速足一止まれ」の号令をかける。

2 隊員は、前項の号令で更に一步踏み出し、次の足を引きつけて止まり、基本の姿勢をとる。

- (1) 指揮者は、速足行進を停止させる場合、「速足一止まれ」の号令をかける。
- (2) 「止まれ」の動令をかけるタイミングは、命令、号令及び指示について定めた基準第8条第1項第5号のとおり、「原則として左足が地につくとき」とする。
- (3) 「止まれ」の動令により隊員は、1歩前進し停止する。
- (4) 動令は原則として左足が地に着くときかかるので、後ろになっている右足を1歩踏み出し、左足を引き付け基本の姿勢となって止まる。右足で動令がかかった場合は、逆の動作で停止する。



「止まれ」の動令

写真19-1  
左足が地に着くとき「止まれ」の動令がかかる

写真19-2  
次の足を1歩踏み出す

写真19-3  
うしろ足の膝を上げずに引き付ける

### 3 右（左）向け発進

#### 基準第21条

停止間より行進を起すと同時に右（左）へ方向変換させるには、「右（左）向け前へ一進め」の号令をかける。所望の方向または目標に向かつて発進させる場合は、方向目標を示したのち、号令をかける。

2 隊員は、右に発進する場合は、左足先を内にしておおむね半歩踏み出し、ついで右足を新行進方向に踏み出す。左に発進する場合は、左足を1歩前方に踏み出し、次に第2歩目（右足）を足先を内にしておおむね半歩踏み出し、左足を新行進方向に踏み出し行進する。

- (1) 停止間から右向け発進をする場合は、動令による第一動作で左足を概ね半歩前に、足先を内にして踏み出す。第二動作で体を右90度に向けて右足を踏み出し、そのまま新方向で行進を継続する。(写真20)
- (2) 停止間から左向け発進をする場合は、動令による第一動作で左足を1歩前に踏み出し、第二動作で右足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出す。第三動作で体を左90度に向けて左足を踏み出し、そのまま新方向で行進を継続する。(写真22)
- (3) 角度を指定する場合（90度を上限とする）は、〇〇と目標を示した後、右（左）向けに行進させる号令をかけること。
- (4) 行進中の右（左）向けの要領（基準第22条）は、基準第21条第2項の要領で動作する。
- (5) この動作は、小隊縦隊及び中隊並列縦隊の右（左）向け発進に用い、小隊横隊、小隊側面縦隊等のような右（左）向けにより「ご」を組み、又は「ご」を解く隊形には用いないこと。4)

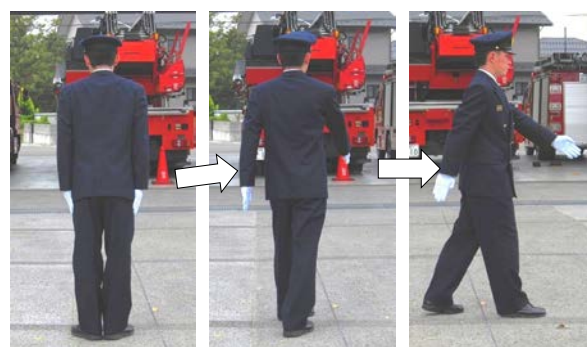
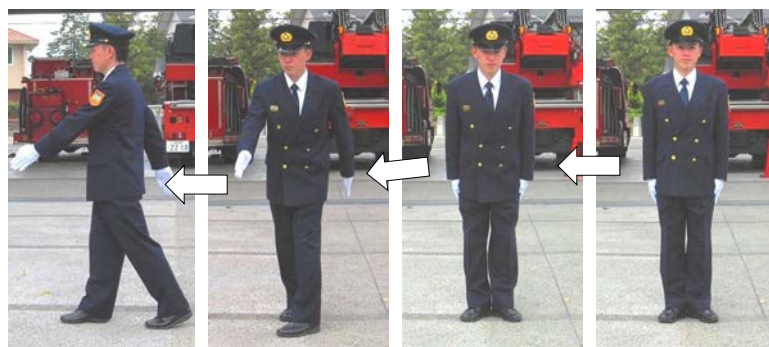


写真20 停止間から右向け発進の動作





写真 2 1 - 1



写真 2 1 - 2

新方向に足先を内に向け  
半歩に踏み出す要領  
→は新方向を示す

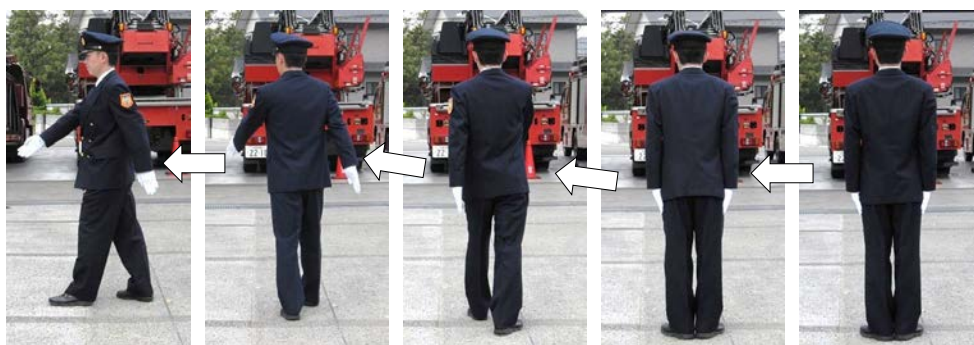
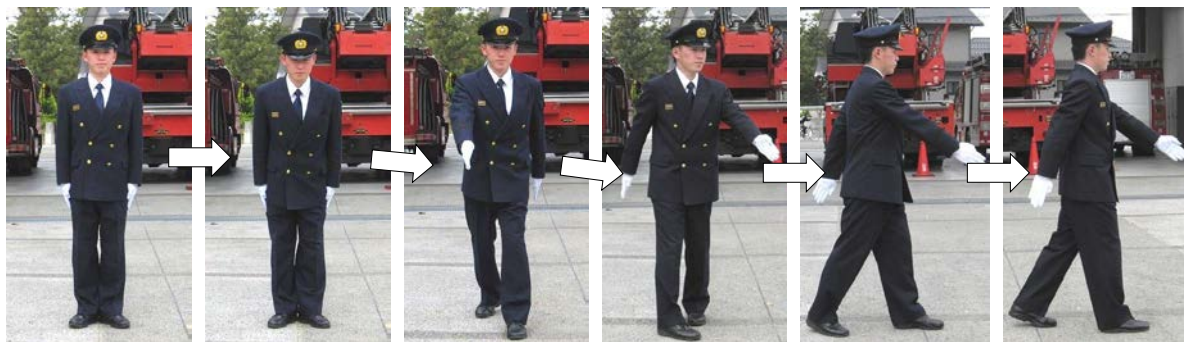


写真 2 2 停止間から左向け発進の動作

#### 4 右（左）向け停止

##### 基準第 2 3 条

行進中停止と同時に右（左）に向かせるときは、「右（左）向け一止れ」の号令をかける。所望の方向に向つて停止させる場合は、方向又は目標を示したのち、号令をかける。

2 隊員は、前項の号令で左（右）足先を新方向に向けて、おおむね半歩前に踏み出し、ついで右（左）足を引きつけて止まり、基本の姿勢をとる。

- (1) 指揮者は、行進を停止させ同時に右（左）に向かせる場合、「右（左）向け一止れ」の号令をかける。
- (2) 右向け停止の場合  
左足が地に着くとき動令がかかった場合は、第一動作で右足を前に1歩踏み出し、第二動作で左足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出し、第三動作で体を右に向け、



右足を活発に引き付け基本の姿勢となる。(写真23)

右足が地に着くとき動令がかかった場合は、第一動作で左足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出し、第二動作で体を右に向け、右足を活発に引き付け基本の姿勢となる。

(3) 左向け停止の場合

左足が地に着くとき動令がかかった場合は、第一動作で右足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出し、第二動作で体を左に向け、左足を活発に引き付け基本の姿勢となる。(写真24)

右足が地に着くとき動令がかかった場合は、第一動作で左足を前に1歩踏み出し、第二動作で右足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出し、第三動作で体を左に向け左足を活発に引き付け基本の姿勢となる。

(4) 右(左)を向け停止のポイント

ア 「止まれ」の動令が左右のどちらの足でかかっても正確な動作ができるようにする。

イ 停止するとき、あと足は地面に近く迅速に節度をつけて引き付ける。

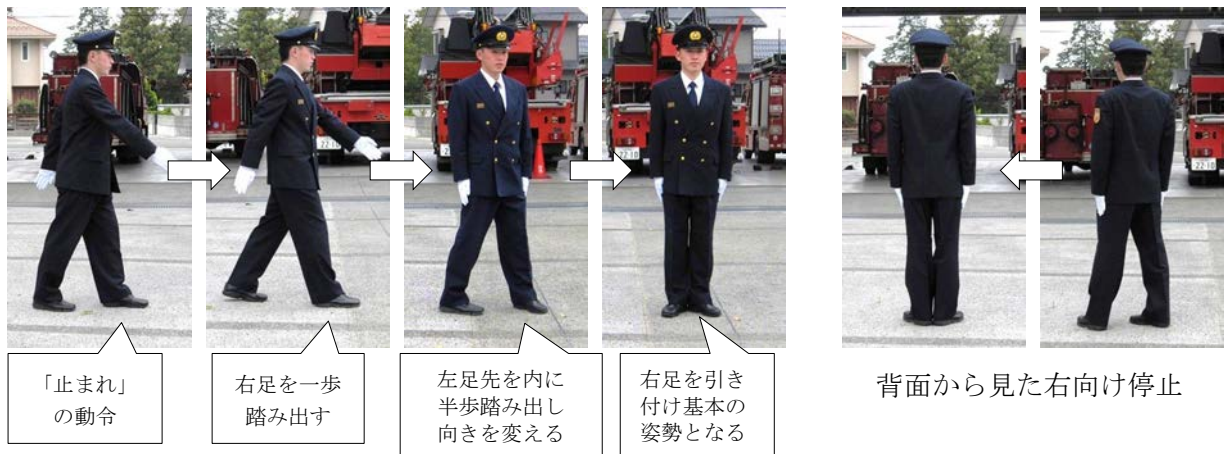


写真23 右向け停止(左足で動令がかかった場合)

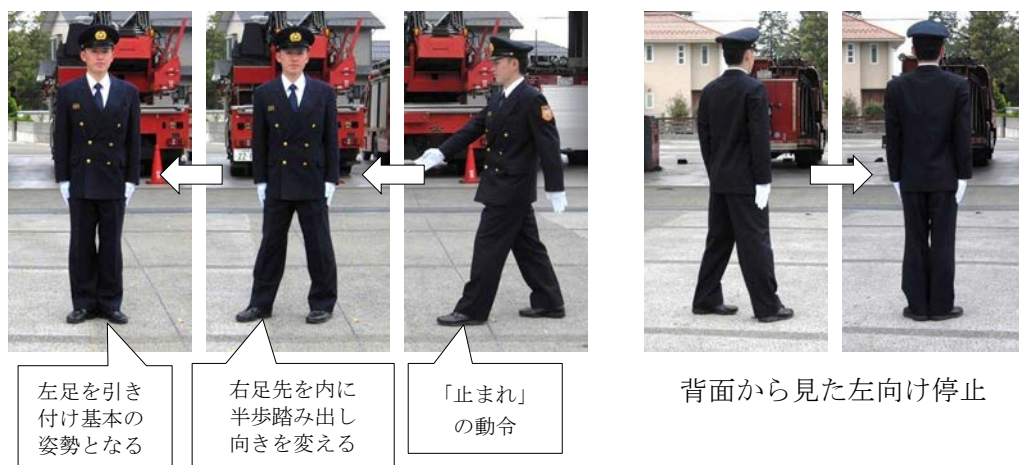


写真24 左向け停止(左足で動令がかかった場合)

<参考>

- ☆ 側面縦隊及び横隊で左（右）向け停止をした場合、停止後、ごを組む又はごを解くものとする。
- ☆ 縦隊で右（左）向きをしたときは、四列横隊となり左（右）に整頓する。

基準第52条

横隊が右（左）向きをしたときは、偶数員（奇数員）は、斜め1歩前進し、奇数員（偶数員）の右（左）に出てごを組み、側面縦隊となる。ただし、両翼分隊長は、各自その位置で右（左）向きをする。

- 2 側面縦隊で左（右）向きをしたときは、ごを解いて横隊になり、右（左）に整頓する。
- 3 縦隊で右（左）向きをしたときは、4列横隊となり左（右）に整頓する。

## 5 斜行進

基準第24条

行進中に斜行進させるには、「斜めに右（左）へ一進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の号令で左（右）足先を内にしておおむね半歩踏み出し、体を半ば右（左）の方向に向け、次に右（左）足を新行進方向に踏み出し行進する。

- (1) 斜め45度に行進させる要領である。
- (2) 直行進に戻すときは、現進行方向と逆方向で「斜めに右（左）へ一進め」の号令をかける。
- (3) 動令が左右のどちらの足にかかっても正確な動作ができるようにする。

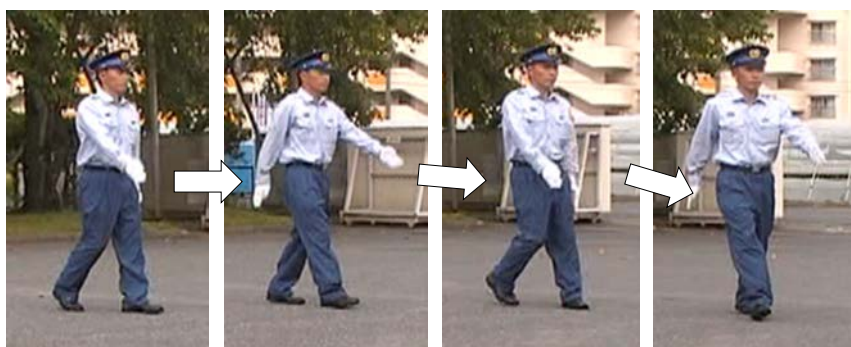


写真25 右方向への斜行進（左足で動令がかかった場合）

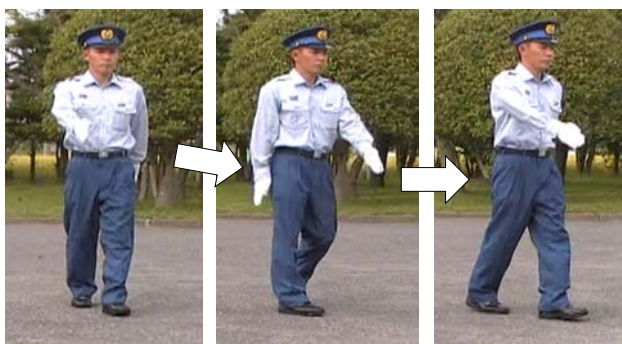


写真26 左方向への斜行進（左足で動令）

## 6 行進中の後ろ向き

### 基準第25条

行進中後ろ向きをさせるには、「まわれ右前へー進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の号令で両手を自然にたれ、手のひらをももにつけ、左足先を内にしておおむね半歩前に踏み出し、両足の親指付根のふくらみを軸に百八十度右にまわり、直ちに左足を踏み出し行進する。
- 3 女子隊員がかばんを携帯する場合は、右手のみ自然にたれるほか、前項による。

- (1) 180度右回りで正しく旋回することは、基準第18条（停止間の後ろ向き）と同様である。
- (2) 「進め」の動令が左足でかかった場合  
第一動作で右足を1歩踏み出し、第二動作で左足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出す。第三動作で旋回するのだが、停止間の後ろ向きと異なり、かかとではなく両足親指付近のふくらみを軸として180度旋回する。第四動作で左足を正しく踏み出し行進を継続する。(写真27)
- (3) 「進め」の動令が右足でかかった場合  
第一動作で左足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出す。第二動作で両足親指付近のふくらみを軸として180度旋回する。第三動作で左足を正しく踏み出し行進を継続する。
- (4) 女子隊員がかばんを携行する要領は、基準第14条第4項のとおりである。
- (5) 行進中の後ろ向きのポイント
  - ア 旋回する時は、両手を自然にたれ、手のひらは大腿部から離れないようにすること。
  - イ 旋回は膝を自然に伸ばして行い、不自然な上下動がないようにすること。
  - ウ 指揮者は、左足が地面に着くとき動令をかけた方が余裕を持って動作を行いやすいことを認識しておくこと。
  - エ 隊員は、動令が左右のどちらの足にかかっても正確な動作ができるようにすること。

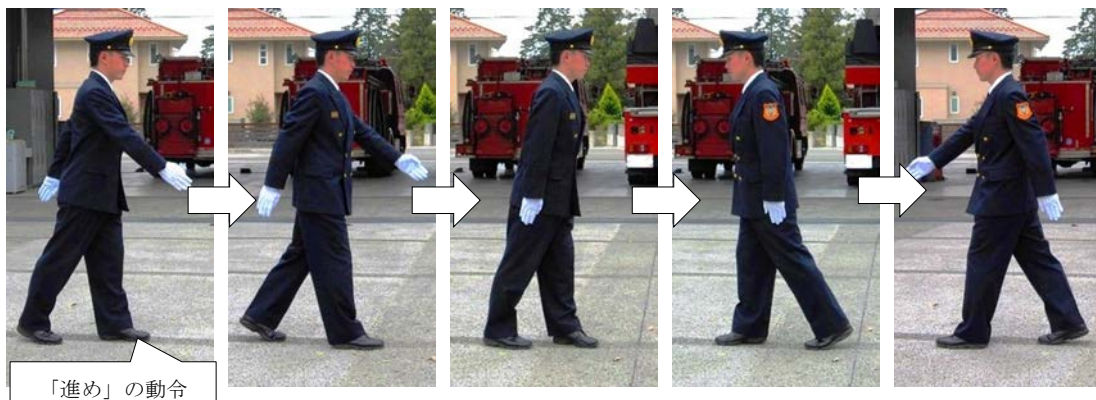


写真27 行進中の後ろ向き（左足で動令がかかった場合）



## 7 かけ足行進

### 基準第26条

かけ足行進をさせるには、「かけ足一進め」の号令をかける。

- 2 停止間からかけ足をするときには、隊員は予令で両手を握り、甲を外にして腰に上げ体重をわずかに前へ移し、動令で左足から踏み出し、腕を前後に自然に振る。
- 3 女子隊員がかばんを携帯する場合は、予令で右手のみ握るものとするほか、前2項による。

- (1) 停止間からかけ足行進に移る要領について定めたものである。
- (2) 隊員は、「かけ足」の予令で両手を握り、甲を外にして腰部まで上げ、体重をわずかに前に移す。「進め」の動令で左足から踏み出し、腕を前後に自然に振る。
- (3) かけ足行進の歩幅（前足かかとかから後ろ足かかとかまで）は、概ね80cmである。  
（基準第10条第1項第5号）
- (4) かけ足行進の歩調は、1分間に概ね180歩である。（同第10条第1項第6号）
- (5) 女子隊員がかばんを携行する要領は、同第14条第4項のとおりである。
- (6) かけ足行進のポイント
  - ア 動令により最初に踏み出す左足の歩幅は、1歩より多少短くし、その反動を利用して次の足から正規の歩幅をとる。
  - イ 腕を全く振らなかつたり、必要以上に振らないようにする。



## 8 速足行進からかけ足行進への移行

### 基準第27条

速足行進からかけ足行進をさせるには、「かけ足一進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の予令で両手を腰に上げ自然にふり、動令でそのまま1歩踏み出したのちかけ足に移る。
- 3 女子隊員がかばんを携帯する場合は、右手のみ腰に上げるほか、前項による。

- (1) 速足行進からかけ足行進に移る要領について定めたものである。
- (2) 「かけ足」の予令で前後に振っていた両手を握り、腰部まで上げ自然に振る。
- (3) 「進め」の動令で、次の足を1歩前に踏み出したのち、かけ足に移行する。

左足で動令がかかった場合、第一動作で右足を1歩前に踏み出す。第二動作で左足からかけ足の動作に移る。(写真29)

- (4) 女子隊員がかばんを携行する要領は、基準第14条第4項のとおりである。

- (5) 速足行進からかけ足行進への移行ポイント

ア 予令により腰部に上げる両手は、親指が上で甲を外にする。

イ 動令がかかるまでは、速足行進を続ける。

ウ 動令により第一動作で踏み出す足は通常の1歩より多少短いものであり、この足を反動としてかけ足行進に移行する。

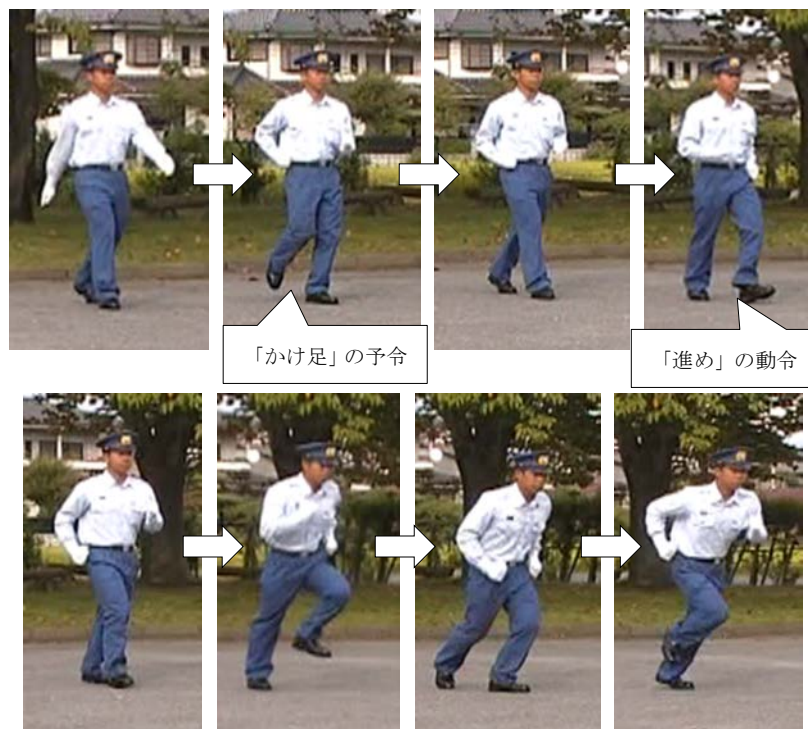


写真29 速足行進からかけ足行進への移行の連続動作

## 9 かけ足行進から速足行進への移行

### 基準第28条

かけ足行進から速足行進に移らせるには、「速足一進め」の号令をかける。

2 隊員は、前項の号令で更にそのまま2歩前進し、両手を開いておろすと同時に速足行進に移る。

- (1) かけ足行進から速足行進に移る要領について定めたものである。
- (2) 動令により2歩前進し、3歩目から速足行進に移る。

- (3) 左足に動令がかかった場合は、第一動作で右足、第二動作で左足をかけ足で踏み出し、第三動作として、腰部で振っていた手を開きながら（左手を前、右手を後ろ）同時に右足から速足行進に移行する。



写真30 かけ足行進から速足行進への移行の連続動作

## 10 かけ足行進の停止

### 基準第29条

かけ足行進を停止させるには、「かけ足一止まれ」の号令をかける。

2 隊員は、前項の号令で更に2歩前進し、次にうしろの足を1歩踏み出し、次の足を引きつけて止まり、次に両手をおろし、基本の姿勢をとる。

3 女子隊員がかばんを携帯する場合は、右手のみおろすほか、前項による。

(1) かけ足行進を停止する要領について定めたものである。

(2) 女子隊員がかばんを携行する要領は、基準第14条第4項のとおりである。

(3) かけ足行進の停止ポイント

ア 指揮者は、基準第29条第2項の動作を行うことを考慮し、停止させる位置の3歩前で動令をかけること。

イ 隊員は、最後に踏み出した足への後ろ足の引き付けと指を揃えて両手をおろす動作を活発に行い基本の姿勢をとること。





写真 3 1 かけ足行進の停止の連続動作（左足で動令がかかった場合）

## 11 かけ足行進の後ろ向き

### 基準第 30 条

かけ足行進中後ろ向きをさせるには、「まわれ右前へー進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、前項の号令で更に 2 歩前進し、左足先を内にしておおむね半歩前に踏み出し、両足の親指付根のふくらみを軸に 180 度右にまわり、続けて行進する。

(1) かけ足行進における後ろ向きの要領について定めたものである。

(2) 号令は、速足行進の後ろ向きと同様、「まわれ右前へー進め」である。

(3) 「進め」の動令が左足でかかった場合

隊員は、右足、左足、右足と 3 歩前進し次に左足を半歩前に足先を内にして踏み出し、両足の親指付近のふくらみを軸にして 180 度右に旋回し、左足からかけ足行進を続ける。

(4) この動作では、両手を握り腰部の位置に保つものとする。



写真 3 2 かけ足行進の後ろ向きの連続動作（左足で動令がかかった場合）

<参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」 消防庁消防課編（全国加除法令出版） P16
- 2) 同 P19
- 3) 同 P20
- 4) 同 P26



# 消防訓練礼式

消防訓練礼式の概要・各個訓練編

---

平成25年3月29日発行 初版

平成31年3月6日発行 2版

発行者 山梨県消防学校

〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

055-273-4078

撮影協力者 同消防学校平成21年度初任教育（第52期）学生

同消防学校平成24年度初任教育（第55期）学生

本書の消防職団員の教育訓練以外での使用、本文、画像の全部及び一部の複写、転写はお断りします。これらの許諾については、山梨県消防学校教務スタッフまでご照会ください。